

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの
なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。
なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。
また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年	～	50年
工作物	3年	～	60年
物品	3年	～	50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
なし
- ② 徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち有田町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
なし
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

なし

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等

なし

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲
一般会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

(3) 出納整理期間について
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 表示金額単位
表示単位未満の金額を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—%
連結実質赤字比率	—%
実質公債費比率	8.9%
将来負担比率	—%

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
なし

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額
一般会計 繰越明許費 341,591千円

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

(1) 基準変更による影響額等

ア 財務書類の対象となる会計の変更
なし

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額
なし

(2) 売却可能資産

ア 範囲
令和7年度予算において財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳
事業用資産 1千円（ 1千円 ）
土地 1千円（ 1千円 ）

(3) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
なし

(4) 基金借入金（繰替運用）の内容
なし

(5) 地方交付税措置のある地方債
10,386,199千円

(6) 将来負担に関する情報	
標準財政規模	6,255,216千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	994,243千円
将来負担額	17,027,011千円
充当可能基金額	9,258,650千円
特定財源見込額	0千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	10,386,199千円

7 追加情報（行政コスト計算書に係るもの）

- (1) 基準変更による影響額の内訳
なし

8 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

- (1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

9 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

- (1) 基礎的財政収支
△231,740千円

- (2) 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	15,008,158千円	14,485,393千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	658,561千円	—
資金収支計算書	14,349,597千円	14,485,393千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

- (3) 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000千円
一時借入金に係る利子額	206千円

- (4) 重要な非資金取引

なし